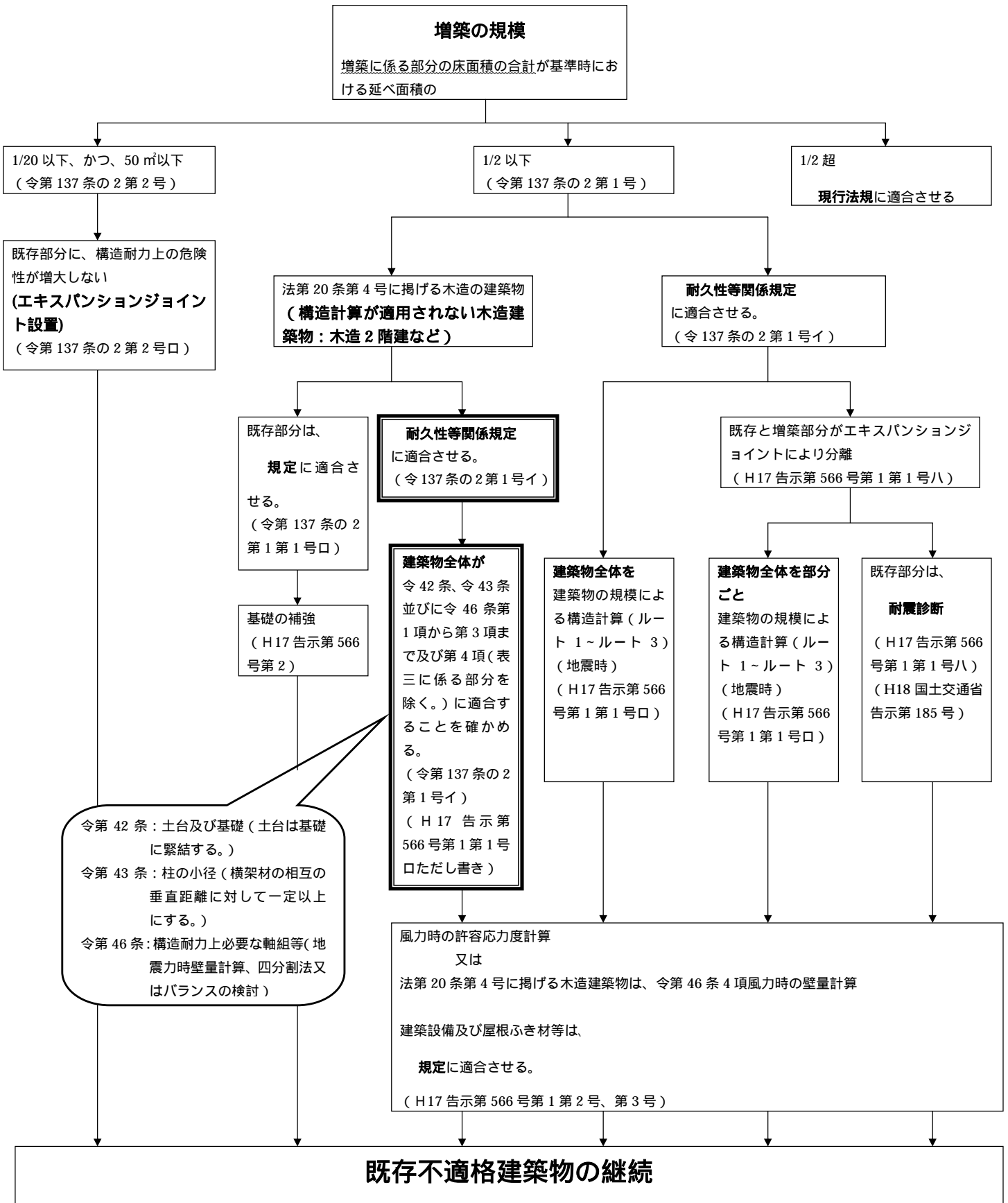


< 既存部分の処理方法 >

# 増築のやり方

(増築部分はもちろん現行法にあわせること。)



規定

第 36 条の 2 (地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

第 36 条の 3 (構造設計の原則、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震に構造耐力上安全)

第 37 条 (構造部材の耐久、構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽)

第 38 条 1 項 (基礎の安全性) 5 項 (基礎ぐいの安全性) 6 項 (木ぐいの常水面下)

第 39 条 (屋根ふき材等の緊結)

## 木造

第 40 条 (適用の範囲)

第 41 条 (木材、節、腐れによる耐力上の欠点)

第 42 条 (土台及び基礎、土台は、基礎に緊結)

第 43 条 (柱の小径)

第 44 条 (はり等の横架材、欠込みをしてはならない)

第 45 条 (筋かい、その端部を、金物で緊結)

第 46 条 (構造耐力上必要な軸組等)

第 47 条 (構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第 48 条 (学校の木造の校舎)

第 49 条 (外壁内部等の防腐措置等)

第 50 条 削除

## 組積造

第 51 条 (適用の範囲)

第 52 条 (組積造の施工)

第 53 条 削除

第 54 条 (組積造の壁の長さ)

第 55 条 (組積造の壁の厚さ)

第 56 条 (臥梁)

第 57 条 (開口部)

第 58 条 (壁のみぞ)

第 59 条 (鉄骨組積造である壁)

第 59 条の 2 (補強を要する組積造)

第 60 条 (手すり又は手すり壁)

第 61 条 (組積造のへい)

第 62 条 (組積造の構造耐力上主要な部分等のささえ)

## 補強コンクリートブロック造

第 62 条の 2 (適用の範囲)

第 62 条の 3 削除

第 62 条の 4 (補強コンクリートブロック造の耐力壁)

第 62 条の 5 (補強コンクリートブロック造の臥梁)

第 62 条の 6 (目地及び空洞部)

第 62 条の 7 (補強コンクリートブロック造の帳壁)

第 62 条の 8 (補強コンクリートブロック造の塀)

## 鉄骨造

第 63 条 (適用の範囲)

第 64 条 (材料)

第 65 条 (圧縮材の有効細長比)

第 66 条 (柱の脚部は、基礎に緊結しなければならない。)

第 67 条 (鋼材の接合)

第 68 条 (高力ボルト、ボルト及びリベット)

第 69 条 (斜材、壁等の配置)

第 70 条 (柱の防火被覆)

## 鉄筋コンクリート造

第 71 条 (適用の範囲)

第 72 条 (コンクリートの材料)

第 73 条 (鉄筋の継手・定着、鉄筋の末端は、かぎ状折曲)

第 74 条 (コンクリートの強度)

第 75 条 (コンクリートの養生)

第 76 条 (型わく及び支柱の除去)

第 77 条 (柱の構造、帯筋の間隔は、15 cm)

第 77 条の 2 (床版の構造)

第 78 条 (はりの構造)

第 78 条の 2 (耐力壁)

第 79 条 (鉄筋のかぶり厚さ)

## 鉄骨鉄筋コンクリート造

第 79 条の 2 (適用の範囲)

第 79 条の 3 (鉄骨のかぶり厚さ)

第 79 条の 4 (鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第五節及び第六節の規定の準用)

## 無筋コンクリート造

第 80 条 (無筋コンクリート造に対する第四節及び第六節の規定の準用)

## 構造方法に関する補則

第 80 条の 2 (構造方法に関する補則)

第 80 条の 3 (土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

耐久性等関係規定

第 36 条 (構造方法に関する技術的基準)

第 36 条の 2 (地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

第 36 条の 3 (構造設計の原則、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震に構造耐力上安全)

第 37 条 (構造部材の耐久、構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽)

第 38 条 1 項 (基礎の安全性) 5 項 (基礎ぐいの安全性) 6 項 (木ぐいの常水面下)

第 39 条 1 項 (屋根ふき材等の緊結)

木造

第 41 条 (木材、節、腐れによる耐力上の欠点)

第 49 条 (外壁内部等の防腐措置等)

鉄骨造

第 70 条 (柱の防火被覆)

鉄筋コンクリート造

第 72 条 (コンクリートの材料)

第 74 条 (コンクリートの強度)

第 75 条 (コンクリートの養生)

第 76 条 (型わく及び支柱の除去)

第 79 条 (鉄筋のかぶり厚さ)

鉄骨鉄筋コンクリート造

第 79 条の 3 (鉄骨のかぶり厚さ)

構造方法に関する補則

第 80 条の 2 (構造方法に関する補則)

規定

第 129 条の 2 の 4 (建築設備の構造強度) 第 3 号 (建築物に設ける屋上から突出する水槽等の構造計算)

第 129 条の 2 の 5 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造) 第 1 項第 2 号 (貫通配管) 第 3 号 (昇降路内に設けないこと)

第 129 条の 4 (エレベーターの構造上主要な部分)

第 129 条の 5 (エレベーターの荷重)

第 129 条の 6 (エレベーターのかごの構造) 第 1 号 (衝撃に対して安全なものとする)

第 129 条の 8 (エレベーターの駆動装置及び制御器) 第 1 項 (震動によつて転倒又は移動しないようにしなければならない)

昭和 46 年建設省告示第 109 号 (屋根ふき材等)

耐震診断（平成 18 年建設省告示第 185 号：地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 3 号の耐震診断を行った結果、「地震に対して安全な構造であることが確かめられこと。」

### 木造の建築物の場合：掲げる基準に適合

#### 第 1 第 1 号

イ、第 41 条（木材、節、腐れによる耐力上の欠点）

第 42 条（土台及び基礎、土台は、基礎に緊結）1 項かつこ書（柱を基礎に緊結）除く、2 項かつこ書（平屋 50 m<sup>2</sup>除外）除く

第 43 条（柱の小径）

第 44 条（はり等の横架材、欠込みをしてはならない）

第 45 条（筋かい、その端部を、金物で緊結）

第 46 条（構造耐力上必要な軸組等）

第 47 条（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口）

第 48 条（学校の木造の校舎）

第 49 条（外壁内部等の防腐措置等）

ロ、柱下部、土台及び基礎は構造上安全なものであること

ハ、令第 46 条 4 項地震時の壁量計算を行う（木造平屋かつ 50 m<sup>2</sup>以下は、不要）

二、(1)、地震力による許容応力度等計算を行うこと

(2)、第 82 条の 2（層間変形角）

第 82 条の 3（剛性率、偏心率等）

第 82 条の 4（保有水平耐力）（法 6 条 1 項 4 号建築物（木造 2 階等）は、「二」検討不要）

第 1 第 3 号（建築設備及び屋根ふき材等）

### S, R C, S R C 造の建築物の場合：掲げる基準に適合

#### 第 1 第 2 号

各階の構造耐震指数、各階の保有水平耐力に係る指数を求め、危険性が低いと判断されること。

第 1 第 3 号（建築設備及び屋根ふき材等）

イ、屋根ふき材等脱落しないこと

ロ、水槽、煙突等安全なものとする

ハ、配管設備安全なものとする

二、11 階以上の屋上冷却塔設備は地震力によって脱落しないこと

ホ、エレベーター地震時に支障がないこと

### 第 2 耐震診断の結果に基づき、耐震改修

#### 他の耐震診断方法（抜粋）

	耐震診断の方法	対応する告示の規定
(1)	日本建築防災協会による 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」	告示第 1 第 1 号イから八まで
(2)	日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」	告示第 1 第 2 号
(3)	(社)プレハブ建築協会による 「木質系工業化住宅の耐震診断法」	告示第 1 第 1 号
(4)	(社)プレハブ建築協会による 「鉄鋼質系工業化住宅の耐震診断法」	告示第 1 第 2 号
(5)	(社)プレハブ建築協会による 「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	告示第 1 第 2 号
(6)	日本建築防災協会による 「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」	告示第 1 第 2 号
(7)	日本建築防災協会による 「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	告示第 1 第 2 号
(8)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日における建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認すること。	指針第 1 第 1 号及び第 2 号

現行法規

昭和46年	令38条(摩損の防止)(基礎)	異種基礎の併用の禁止、木造平屋以外への常水面上の木ぐいの禁止
	令39条(屋根瓦等の緊結)、 令39条の2(帳壁の緊結等) 令39条(屋根ふき材等の緊結)	屋根・帳壁以外に内装材、広告塔、装飾等を規制対象に加えた。 令39条の2を削除、昭和46年建設省告示第109号により屋根・帳壁の風圧力(速度圧、風力係数を決めた)、地震力に対して安全基準明確化。
	令42条(土台)	土台は一体の鉄筋コンクリート又は、無筋コンクリート造布基礎に緊結
	令46条(構造耐力上必要な軸組等)	風圧力についても必要壁量を設定
	令77条(柱の構造)	帯筋の径6mm以上、間隔15cm以下(梁の上下10cm)に強化
昭和53年	令39条(屋根ふき材等の緊結)	高さ31m超建築物に加え、3階建以上にも基準を設けた。
昭和56年	令42条(土台)(土台及び基礎)	軟弱地盤区域は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結
	令46条(構造耐力上必要な軸組等)	軸組の倍率の低減(壁量の強化)、3階建必要壁量設置、風圧力必要壁量強化
	令61条(組積造のへい)	組積造のへい高さを、2mから1.2m以下に強化
	令62条の8(補強コンクリートブロック造の塀)	補強コンクリートブロック造のへい高さを、3mから2.2m以下に強化
	令67条(接合)	溶接又はリベット接合に高力ボルト接合が追加
	令77条(柱の構造)	帯筋比0.2%以上の規定を新設
	令78条の2(耐力壁)	耐力壁、壁式の配筋方法を規定
	令81条の2(超高層建築物の特例)	高さが60mを超える建築物の構造計算規定
	令82条の2(層間変形角)	木造建築物等以外の建築物(特定建築物)は層間変形角を確認すること
	令82条の3(剛性率、偏心率等)	木造建築物等以外の建築物(特定建築物)で31m以下は剛性率、偏心率等を確認すること
令82条の4(保有水平耐力)	木造建築物等以外の建築物(特定建築物)で31m超は保有水平耐力を確認すること	
平成12年	令38条(基礎)	具体的な構造形式を明確化。H12 建告第1347号
	令39条 令82条の5(屋根ふき材等の構造方法)	令39条に仕様規定、令82条の5(新設)風圧力による検証構造方法を定めた。H12 建告第1458号(屋根ふき材等の構造方法を新設)
	令42条(土台及び基礎)	基礎の構造形式の基準を令38条 H12 建告第1347号に移動
	令46条(構造耐力上必要な軸組等)	耐力壁の配置方法に関する技術基準を明確化 H12 建告第1351号(小屋裏物置面積)、H12 建告第1352号(1/4分割バランス)、S56 建告第1100号(軸組の倍率)
	令47条(構造耐力上主要な部分である継手、仕口)	継手・仕口の形状、接合部材の種類等の技術基準を明確化 H12 建告第1460号
	令66条(柱の脚部は、基礎にアンカーボルトで緊結。)	露出・根巻・埋込形式柱脚の仕様の明確化 H12 建告第1456号
	令67条(鋼材の接合)	鋼材の溶接等の接合部の技術基準を明確化 H12 建告第1464号
	令73条(鉄筋の継手・定着)	鉄筋の継手のガス圧接の構造方法を明確化 H12 建告第1463号
	令81条(適用)	限界耐力計算を追加
	令81条の2(超高層建築物の特例)	超高層建築物の構造計算明確化 H12 建告第1461号(時刻歴応答解析)
	令82条(許容応力度等計算)	H12 建告第1459号(建築物の使用上支障が起きない確認方法)
	令82条の6(限界耐力計算)	限界耐力計算の手法の位置付 H12 建告第1457号
	令86条(積雪荷重)	計算方法の改正 H12 建告第1455号(多雪区域指定)
	令87条(風圧力)	計算方法の改正 H12 建告第1454号(E、Vo、風力係数の数値)
	令89条・令95条(木材)、令90条・令96条(鋼材等)、 令91条・令97条(コンクリート)、令92条・令98条(溶接)	許容応力度及び材料強度の見直し H12 建告第1452号、H12 建告第1451号、H12 建告第1450号
平成15年	令67条(鋼材の接合)令68条(高力ボルト、ボルト及びリベット)	ボルト接合の構造計算の基準を明確化 H15 国土告第995号
平成19年	告示第592号(構造計算の方法)	応力解析や保有水平耐力の解析方法を明確化
	告示第593号(鉄骨造において設計ルート1-2の計算)	鉄骨造ルート1-1:(地階を除く階数3以下、高さ13m以下、軒高9m以下、スパン6m以下、延べ床面積500㎡以内) 接合部が保有耐力接合、標準せん断力を0.3以上、冷間成形角型鋼管の設計法 鉄骨造ルート1-2:(地階を除く階数2以下、スパン12m以下、延べ床面積500㎡以内(平屋建てでは3,000㎡以内) 接合部が保有耐力接合、標準せん断力を0.3以上、冷間成形角型鋼管の設計法
	告示第594号(保有水平耐力計算及び許容応力度等計算)	開口付き耐力壁の条件(開口周比、せん断剛性低減率、せん断耐力低減率の規定) 耐力壁を有する剛節架構に作用する応力の割増し 架構の不静定次数が低い建築物に作用する応力の割増し 水平震度、鉛直震度による突出部分に作用する応力の割増し 層間変位の計算方法 保有水平耐力の基本事項(崩壊メカニズムの確認、荷重分布の取り扱い) 冷間成形角型鋼管(ルート3)に関する取り扱い 鉄筋コンクリート造(ルート3)における靱性の確保 塔状比が4を超える建築物に関する規定